

会 議 記 録

附属機関の名称	熊谷市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和8年8月20日（木曜日） 午前9時30分から午前10時30分まで
開催場所	熊谷市役所6階 603会議室東
出席者	【委員】 大山美智子会長、小林國章委員、 栗木祥子委員、岡田恒雄委員、田島清委員、 栗原和江委員、町田克則委員、大野伸廣委員、 井上貴美子委員、沼倉素子委員 【事務局】 長谷川総務部長、横森庶務課長、森副課長兼行政係長、 篠崎主任、木部主事
傍聴人	なし
問合せ先 (所管課)	総務部庶務課（市役所本庁舎4階） 048-524-1111（内線223）
内容	【議題ア】 令和7年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況について (1) 情報公開の受付件数は123件となり、処理件数は全部公開130件、 部分公開172件、非公開71件となった。 (2) 個人情報の開示請求の受付件数は35件となり、処理件数は全部開 示5件、部分開示27件、不開示3件となった。 <質疑> 特になし 【議題イ】 情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況の報告方法の見直 し（熊谷市情報公開条例施行規則及び熊谷市個人情報の保護に 関する法律等施行細則の改正）について 諮問の概要、経緯等について事務局から説明した。 質疑ののち、議題について意見を付した上で妥当なものとする旨を 答申することで一致した。 <質疑> Q 実施状況について、ホームページ公開を原則とした場合に、時限 的な公開とするのか。 A 時限的な公開にはしない。 Q 現在も実施状況をホームページで公開しているとの話だが、見当 たらなかった。どのページに掲載しているか。 A 現在は「熊谷市情報公開・個人情報保護審議会 会議記録」のページ に概要を記載した会議録の中に掲載している。 Q 実施状況の掲載を原則ホームページ公開とする利点は何か。 A 市報に掲載可能な紙面は限りがあるため、市の他の広報事項に紙 面を割くことができるようになることが利点である。また、ホーム ページ公開を原則とした場合、独立したページを作成し、より詳細 な情報を掲載するなど、ホームページを閲覧してもらえるような工 夫ができると考えている。

	Q 年配の方などはスマートフォンを所持しておらず、ホームページにアクセスができない場合があり、そもそも制度を知らない方にとって、市報への掲載は有用な広報手段である。ホームページでの公開に一元化することには懸念がある。 A 規則改正後も市報に掲載しないということではないので、市民への周知を丁寧に行い、柔軟な対応をしたい。 Q 市報やホームページ以外に実施状況を公開している方法はあるか。 A 情報公開コーナーに備え置いて公開している。 Q 市報の掲載紙面に限りがあり、市も苦慮していることは理解できる。市報掲載時にホームページのQRコードを掲載する、情報公開コーナーでの公開について周知するなど、紙面を縮小する工夫をしてみてはどうか。 A 検討する。 Q 実施状況の市報への掲載は、年に複数回行うことは可能か。 A 市報のページ数の増加につながり、金額面・重量面での課題がある。限られた紙面の中で調整を行うという考えが、現在の市の考えである。 Q 市報のページ数増加に伴う金額面・重量面の課題については、市報の紙質を落とすなどして対応できないか。 A 所管外の質問となる。同様の意見は寄せられているかもしれないが、現状ではそのような対応は検討していないようである。
--	--